

第9条（商品の所有権）「当該会社」について

大和ハウスフィナンシャル株式会社

HeartOneカード規約 第9条（商品の所有権）「当該会社」については、以下の通りといたします。

当該会社

- ・大和ハウスリフォーム株式会社
- ・大和ハウス賃貸リフォーム株式会社

※所有権の移転時期につきましては、注文者が工事の完成を確認し、請負代金の全額を大和ハウスリフォーム株式会社に支払うと同時に、大和ハウスリフォーム株式会社は、工事の種類に応じて契約の目的物を注文者に引渡し、その所有権を注文者に移転するものとします。

以上